

平成29年

寒河江市農業委員会第11回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

# 寒河江市農業委員会

## 第 1 1 回総会

日 時 平成 2 9 年 1 0 月 2 5 日 (水) 午前 9 時 0 0 分

会 場 市役所 議会会議室

### 出席委員

1 番 相 原 稔	2 番 猪 倉 通 文	3 番 菊 地 ひとみ
4 番 土 屋 喜久夫	5 番 加 藤 友 康	6 番 影 沢 政 俊
7 番 土 田 彦 雄	8 番 大 泉 邦 彦	9 番 佐 藤 義 広
1 0 番 奥 山 浩 二	1 1 番 菊 地 弘 美	1 2 番 渡 辺 裕 之
1 3 番 眞 木 早百合	1 4 番 新 宮 しのぶ	1 5 番 鈴 木 久 一
1 6 番 石 山 邦 一	1 7 番 菅 井 孝 一	1 8 番 木 村 三 紀

### 事務局

事 務 局 長 原 田 真 司	事務局長補佐 佐 藤 利 美
総 務 主 査 佐 藤 陽 一	総 務 係 長 高 子 英 晴
農地主査 (兼) 農地係長 日下部 靖 広	農 地 係 主 事 国 井 茂 伸

### 議事

- (1) 議第 4 7 号 農地法第 3 条の規定による許可処分について
- (2) 議第 4 8 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第 4 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第 5 0 号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時04分

木村議長            それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第11回総会を開催します。よろしくお願い申し上げます。

木村議長            まず、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で在任委員の全委員が出席しております。

木村議長            次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例により議長に一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

木村議長            それでは、10番・奥山浩二委員、13番・眞木早百合委員にお願いします。

木村議長            次に、「書記任命」ですが、高子係長にお願いします。

木村議長            次に、「報告事項」ですが、事務局からありましたらお願いします。

（報告事項朗読）

木村議長            ありがとうございました。  
ただいまの報告について、何かご質問はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

木村議長

ないようですので、それでは早速、議事に入ります。

木村議長

議第47号から農地法関連の議案について上程します。

- (1) 議第47号「農地法第3条の規定による許可処分について」
- (2) 議第48号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (3) 議第49号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (4) 議第50号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第47号から議第50号まで一括上程いたします。

次に、議事参与の制限は、議第50号「農用地利用集積計画書の審議について」、4番土屋委員、9番佐藤委員、12番渡辺委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理者、よろしくお願ひします。菅井会長職務代理者。

菅井委員

はい、議長。17番、菅井です。

去る10月19日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第5条の許可申請案件2件を実施し、審査しました。

議第49号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」。

順位40番、寒河江（鶴田地区）の宅地分譲用敷地への転用案件です。申請地は都市計画区域内の用途地域内の農地であり、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

順位43番、寒河江（塩水地区）の宅地分譲用敷地への転用案件です。申請地は都市計画区域内の用途地域内の農地であり、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。なお、この案件は転用面積が30アールを超えますので山形県農業会議への意見聴取（諮問）が必要になります。

その他申請された案件については、全て異議なしとされたところ です。

以上であります が、各地区における十分な審査をお願いし まして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

どうもご苦労さまでした。

それでは、ただいまより地区審査に入ります。

審査時間については30分程度としまして、9時45分ま でとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時10分

再開 午前 9時40分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第47号「農地法第3条の規定による許可処分 について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、 地区審査の結果の報告をお願いします。

柴橋地区、石山委員をお願いします。石山委員。

石山委員

はい、議長。

5 ページをお開きください。

(議案書順位 39 番朗読)

この土地につきまして、15日、日曜日の朝に大泉邦彦委員と推進委員の熊坂浩行さんと3人で現地を確認してまいりました。現地は柴橋小学校から北のほうへ300メートルほど行ったところで、金谷バイパスのすぐ近くの土地でありまして、譲受人■■■■さんの自宅、そして農作業小屋と隣り合った土地であります。これまでも■■■■さんの家でこの土地を長年使っていたという経緯もありまして、このまま所有権移転されても何ら問題ないのではないかとということを確認してまいりました。また、地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位39番、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第47号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第47号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第48号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、渡辺委員をお願いします。

渡辺委員

はい、議長。12番、渡辺裕之です。  
7ページをお開きください。

(議案書順位10番朗読)

順位10番、佐藤委員と今井推進委員と一緒に10月18日に現地調査をいたしました。申請地は八幡原跨線橋付近の土地であります。昭和56年に土地区画整理事業により換地された土地なんですが、手続を経ずそのまま住宅駐車場として利用していて、現在に至っている土地であります。今現在

はもうアスファルトの舗装になっております土地でございます。追認申請になります。用途区域内の土地であり、計画どおりであればやむを得ないと判断いたしました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位10番は、住宅建築用敷地への追認の転用申請であります。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分は問題ないと考えます。

また、農地転用一般基準調査書に基づく調査の結果、追認の申請となりますが不適な事項はなく、原則許可の用途地域であり問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第48号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙

手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第48号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長 次に、議第49号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、渡辺委員をお願いします。

渡辺委員 はい、議長。12番、渡辺です。  
9ページをお開きください。

(議案書順位39番朗読)

順位39番も、佐藤委員と今井推進委員と一緒に10月18日に現地調査をしました。申請地は元町四丁目のセブンイレブン、にとう小児科から南に行ったところで、6月に4条で■■■■さんから許可申請のあった付近の農地で、宅地分譲2区画の計画となっております。用途地域内の農地であり、計画どおりであれば周辺農地への影響も抑えられると判断しております。地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位40番朗読)

菅井会長職務代理者からの報告がありましたが、10月19日に事前審査会で現地調査をしました。申請地はヨークベ

ニマルの入り口付近の農地で、事業用の住宅分譲1区画の計画となっております。用途地域内の農地であり、計画どおりであれば問題ないと判断いたしました。地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位41番朗読)

佐藤委員と今井推進委員と一緒に18日に現地調査をしまして、申請地は新山町の山交バス寒河江営業所の南側の農地で、貸家建築用敷地4棟分の計画となっております。用途地域内の農地であり、計画どおりであれば問題ないと判断いたしました。地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位42番朗読)

42番も、佐藤委員と今井推進委員と一緒に10月18日に現地調査をしました。申請地は寒河江小学校北側、住宅に囲まれた農地、実家の住宅に隣接する父親の農地を借り、住宅を建築する計画となっております。用途地域内の農地であり、計画どおりであれば問題ないと判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位43番朗読)

43番、菅井会長職務代理者からの報告がありましたが、10月19日に事前審査会で現地調査をしました。申請地は西寒河江にある県営住宅の南側の農地で、宅地分譲で18区画の計画となっております。用途地域内の農地であり、計画どおりであれば問題ないと判断しました。地区審査でも異議

ありませんでした。

(議案書順位 4 4 番朗読)

順位 4 4 番、佐藤委員と今井推進委員と一緒に 1 0 月 1 8 日に現地調査をしました。申請地は中央通りの明治安田生命の東側の農地で、駐車場の計画となっております。用途地域内の農地であり、計画どおりであれば問題ないと判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査） はい、議長。

まず初めに、議案書のほうの訂正方をお願いします。1 0 ページ、順位の 4 4 番です。改良区の意見のほう「可」となっておりますが、こちらの地区ですけれども、改良区のほうは地区外、意見書は不要な地域になっておりますので、「可」と書いてあるものを削除していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

では、要件区分であります。

順位 3 9 番、順位 4 0 番は、宅地分譲用敷地への転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地区分と転用の目的は問題ないと考えます。

順位 4 1 番は、貸家建築用敷地への転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第 3 種農

地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用の目的は問題ないと考えます。

順位43番は、宅地分譲用敷地への転用となっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用の目的は問題ないと考えます。なお、この案件は、事前調査会の報告にもありましたが、30アールを超えますので山形県農業会議への意見聴取（諮問）が必要となります。

順位44番は、駐車場用敷地への転用となっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用の目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第49号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第49号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長 次に、議第50号「農用地利用集積計画書の審議について」、4番土屋委員、9番佐藤委員、12番渡辺委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(土屋喜久夫委員、佐藤義広委員、渡辺裕之委員、退席)

木村議長 それでは、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、菅井会長職務代理者、お願いします。菅井会長職務代理者。

菅井委員 はい、議長。17番、菅井です。

議第50号「農用地利用集積計画書の審議について」、13ページをごらんください。

(議案書朗読)

いずれも認定農業者または中核農家であり、地区審査では異議がございませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員お願いします。鈴木委員。

鈴木委員 はい、議長。15番、鈴木です。

13ページをごらんください。

(議案書朗読)

いずれも認定農家に集約するものであり、地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第50号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第50号は原案のとおり決定いたしました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(土屋喜久夫委員、佐藤義広委員、渡辺裕之委員、入室)

木村議長 関係委員に申し上げます。議第50号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長 これで、本日上程されました議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時05分

平成29年10月25日

第11回総会 議長.....

議事録署名委員10番委員.....

議事録署名委員13番委員.....